

# 陳情文書表

令和3年第3回神奈川県議会定例会

令和3年11月25日

陳情番号	86	付議年月日	3. 10. 14
件名	行政文書開示時の資料コピー代送付方法の改革・デジタル化について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県では県民が行政文書開示請求をした際、開示資料のコピー代を直接支払うことができない場合は「為替証書」か「現金書留」の利用が必要になる。「為替証書」を利用すると437円の手数料を取られ、「現金書留」の場合はさらに高くなる。</p> <p>他の自治体では手数料を取らず、電子決済を導入しているところもある。神奈川県も「行政改革」「デジタル化」を図るのであれば、行政文書開示の際のコピー代支払い方法を改め、電子決済などで手数料負担の掛からないように改善してもらいたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>陳情者は2021年7月、神奈川県に対して情報開示請求を行った。陳情者は県庁所在地から遠隔の山北町在住のため、開示資料のコピー代30円を支払うために片道2時間程度かけて県庁に行くのは理にかなっていないと考え、県庁から送付された「行政文書の写し等の交付代金等送付方法のお知らせ」に従い、郵便局を訪れた。</p> <p>上記「お知らせ」には、コピー代を支払うには「現金書留」か「為替証書」を利用するように記されていたため、郵便局窓口でどちらが安く済むかを尋ねたところ「為替証書」だと告げられた。</p> <p>「為替証書」を利用するには437円の手数料を支払う必要があった。コピー代の10倍以上の手数料を支払ったが、後日開示された文書には期待された内容が記載されていなかった。</p> <p>このため、担当部署に問い合わせをした上で再度開示請求を行い資料を入手した。このときは横浜市内に別件の用事があったため、直接県庁を訪れて資料を受け取った。</p> <p>情報開示請求では期待された資料を得られるか分からない場合が多いにもかかわらず、その都度手数料の437円を支払わなければならないというのはおかしな仕組みだと思う。</p> <p>行政文書は国民共有の財産だ。県庁から遠隔地に住むなどの理由で直接コピー代を支払えない場合、ゆうちょ銀行に対して「高額」とも言える手数料を支払わなければならない開示方法では貴重な文書と県民との距離を遠ざけてしまいかねない。</p> <p>他の自治体では納入通知書を発行して手数料が掛からない納付方法をとったり、埼玉県では電子決済（ペイジー）を導入したりしている。</p> <p>神奈川県も「行政改革」や「デジタル化」に取り組むのであれば、早急に制度の見直しをしてもらいたい。</p>			

陳情番号	87	付議年月日	3.10.29
件名	ワクチン接種による差別禁止条例の制定についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
陳情項目			
<p>1 神奈川県においてワクチン接種による差別禁止条例を制定すること。</p> <p>2 神奈川県においてワクチン接種による差別をなくすため差別行為の無いよう指導、取締り、広報を徹底すること。</p>			
陳情の理由・経緯等			
<p>現在行われているワクチン接種は任意ではある。しかし小集団の中では同調圧力及び雇用主と従業員、先輩と後輩、主要取引先と下請け等力の圧倒的不均衡によって、ワクチンの非接種者が意に反する理不尽な職場の異動、大会やイベントの不参加、接種をしない理由の説明を求められるなどプライバシーがまもれない等不利益を被る可能性がある。</p>			
例 職場において何度もワクチン接種をしたかを確認され非接種のままでは自分だけ毎年行っている出張を理由の説明なく外された。			
部活の大会にワクチン接種をした部員ばかり選ばれ、非接種者は選ばれなかった。ワクチン接種者は練習にあまり出ていなくても選ばれていた。			
また、これから先接種証明、ワクチンパスポート等の出現により非接種者に対して職場を解雇、契約の更新を拒否される、行動制限、就職における不利、サービスの低下、度重なる接種証明取得の負担などが出てくる恐れがある。			
既にある例 横浜市ワクチン接種キャンペーン 新型コロナワクチン2回接種した方に特典を提供するキャンペーン ワクチン接種者が得をするキャンペーン。非接種者が損をするわけでは無いが接種者と非接種者の違いに根拠がなく、漠然と接種者が良、非接種者が悪、または接種者が優、非接種者が劣というイメージの刷り込みとなり差別となる。またこのような差別に慣れさせ市民を差別に鈍感にしてしまう。			
横浜市はこのような差別を止めるよう指導する立場にありながらキャンペーンを行っているのは甚だ遺憾である。すぐに中止するようにすべき。または非接種者も同じ扱いにするべきである。			
このように個人の選択が尊重されなかったり意にそわぬワクチン接種をしなければならない状況に追い込まれる可能性がある。			
これらのことは個人が自分の身体に何を入れるか、自分がどのような医療行為を望むかを自分で決める自己決定権が侵され差別を受けるため憲法13条の幸福追求権や憲法14条の法の下に平等に反する。			
このようなことを防ぐために「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」一、二があるが充分ではなく神奈川県としてこの付帯決議が生かせる条例が必要と考える。			

陳情番号	88	付議年月日	3 . 1 1 . 9
件名	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制のぜい弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。</p> <p>このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。</p> <p>75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。</p> <p>コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。</p> <p>逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。</p> <p>私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。</li> <li>②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。</li> </ol> </li> <li>保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。</li> <li>社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。</li> </ol>			

陳情番号	89	付議年月日	3. 11. 9
件名	介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取り組みをすすめていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとし、その責任を都道府県等に転嫁しています。</p> <p>実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、介護現場は「人手が足りない」「業務が過剰」という状態が続いています。ましてや、今般のコロナ禍では法定の配置基準で対応することは、到底不可能であることは一目瞭然です。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まりましたが、労働環境の改善がすすまなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態（特別養護老人ホームの場合「2.0：1」）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働きつづけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。</li> <li>2 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。</li> <li>② 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。</li> <li>③ 上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。</li> </ol> </li> </ol>			

陳情番号	90	付議年月日	3 . 1 1 . 9
件名	精神保健福祉の改善に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、 削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>精神科を受診する人は年間420万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっています。</p> <p>しかし、現行の日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上の遅れを取っており、地域生活を基盤とした諸外国とは異なり、施設療養生活中心となっています。一般病院に比べ、診療報酬は低く抑えられ、施設内の医療スタッフの体制も半分以下と極めて少ない状況です。疾患治療ではなく、精神障害者から社会を守るという日本独特の誤った観点が精神疾患に対する差別、偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期に渡る社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けています。</p> <p>日本は、2014年に障害者権利条約を批准しています。すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革をはかることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、新たな生活様式に適したメンタルヘルス対策を構築することは喫緊の課題となっています。誰もが地域社会でその一員として安心して暮らし続けられるよう、地方自治法第99条にもとづいて下記項目についての意見書を国に対し提出していただけますよう陳情します。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引上げる。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。</li> <li>2 精神科疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。</li> <li>3 入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任をもって行うこと。</li> <li>4 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。</li> </ol>			

陳情番号	92	付議年月日	3. 11. 11
件名	神奈川県迷惑行為防止条例改正についての陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県迷惑行為防止条例第14条に次の条文の追加を求めます。</p> <p>(3) 幅員2m以下の狭い山道において、歩行者の脇を走り抜けて危険を覚えさせるような行為。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>登山等の山道は、幅員が狭く凹凸面であるので、走行には格段の注意を要します。その状態で歩行者とのすれ違いには、双方の接触・転倒・滑落の危険性が避けられないことは明白であります。</p> <p>それはまた(2)項の岩石落下の直接原因にもなります。</p> <p>現在、山道には、登山・ハイキングのほか、ピクニック等の家族連れ・幼稚園児・学徒の野外活動や修学旅行、未病対策の老人等のいわゆる登山弱者も多く入山しているのが現状であります。</p> <p>彼らは、登山のルール・ノウハウはほとんど持ち合わせていないので、突然走行者に出会うとろばいし、とっさに谷側にも避けようとしますので滑落の危険が避けられません。</p> <p>現状、各地において山道走行者の滑落死亡事故が毎年のように発生していることから、登山弱者との接触・衝突の危険性は決して看過出来ません。</p> <p>不幸にして人身事故が発生すると、最悪「認識ある過失傷害致死罪刑事裁判」として当事者はもちろん、山道の所有者や占有者である行政の敗訴は明らかであります。</p> <p>以上の状況から、容易に推測される人身事故の重要性に鑑み、「転ばぬ先のつえ」として、その改正条文を登山口に提示して、不特定多数の走行者に周知徹底を図ることが重要であります。</p>			

陳情番号	93	付議年月日	3. 11. 11
件名	コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例制定についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例を制定する事を求めます。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>・コロナ騒動が始まって以来、多くの産業や人々が経済的に苦境に追い込まれている。又コロナり患者、コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・マスク未着用者等に対するひぼう中傷・差別・いじめが横行し、本来誰もが持つ基本的人権が脅かされているのは誠に遺憾です。この状況を打破し、神奈川県及び県に存在する事業者・県民らが、人権を大切に守り合う意志・決意を形にする<sup>ため</sup>にも、人権差別禁止条例を制定する事を要望致します。</p> <p>・2月に施行された新型コロナ対応の改正特別措置法が、差別対策は国と自治体の責務と規定。元東京都職員の佐々木信夫・中央大名誉教授・(行政学)が、コロナワクチン未接種者に対する差別の件でインタビューを共同通信社から電話で受けた内容は次の通りです。</p> <p>「地方自治体が条例で未接種者への差別を禁止することは、より強い周知を図り、単なる広報活動より意義があるといえる。国に比べて地方自治体の方が問題に迅速に対応できる上、国の法律より地域に伝わりやすいという利点もある。罰則がない分、拘束力は弱まるが、問題行動が発覚した際に、条例違反を根拠に訴訟を起こす事ができる。高知県などに追随する自治体が今後出てくる可能性はある。」(京都新聞10月4日、24面の関連記事にも同じ内容で掲載されている内容より抜粋。)なお佐々木信夫先生より、この件について直接私が電話で確認済みです。</p> <p>武蔵野美術大の志田陽子教授(憲法)は「自粛警察に象徴されるように日本では同調圧力が働きやすく、その背景にある社会の不安を和らげるには政府や自治体はその都度『やってはいけない』と言ったり、情報提供を行ったりすることが重要だ」と指摘。法律や条例に禁止事項を明記しておけば、問題行為だと指摘しやすくなり、有効性が高まると強調しました。</p> <p><sup>なお</sup>尚、既に8県が未接種差別禁止条例を制定しています。</p> <p>・「何人もコロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・又はマスク未着用であることを理由に、差別的取り扱い・ひぼう中傷・いじめ・名誉・信用の毀損、人権の侵害そのほかの権利を侵害する行為(解雇・退学・減給・休学・修学旅行参加不認・対面授業不認等)をしてはならない」という内容の条例制定を要望致します。</p>			



陳情番号	94	付議年月日	3. 11. 12
件名	「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出する事の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出して頂きたいので、神奈川県議会に陳情致します。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>法務省は「STOP！コロナ差別 ―差別をなくし正しい理解を― キャンペーン」を実施しているにもかかわらず、コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・左遷させられる・あるいは介護施設を追い出される・学校を退学勧告・休学・対面授業を受けさせない事象が多発しています。</p> <p>今後は、コロナワクチンを接種しないという理由により、解雇、減給、配置転換・介護施設から追い出す・退学・休学・対面授業の禁止・就職あっせんの中止等の全ての差別的な措置は、全て無効になるという法令・施策を国において制定する様、神奈川県議会より意見書を提出して頂きたい、陳情致します。</p> <p>学校において接種証明書や陰性証明書がないと対面授業に出席できない、会社や事業所において、接種証明書や陰性証明書がないと入社や就業が認められないという扱いを全て無効にする法令を制定する様、神奈川県議会から国に意見書を出していただきたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に、解雇・退学・介護施設からの強制退去等の人権侵害を受けたと報告された職場や学校・介護施設に対し、差別をしない様に、国が県とも連携をとり、人権問題の観点から指導するという事を実施して頂く様、求めます。</p> <p>国が、県とも連携をとり、定期的に各学校・事業所等をくまなく見回りをしていただきたいです。具体的には、コロナワクチン未接種者に対する解雇や減給・休業・左遷・退学等の差別をしていないか調査して、発覚した場合は、即座に差別を撤回させる事を盛り込んだ法令・法律を制定頂きたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に差別されることの全てを無効にし、全ての日本国民の基本的な人権を、いかなる時でも国が徹底して守る法律・法令を制定する様、国に意見書を提出して頂けますよう陳情致します。</p>			

陳情番号	95	付議年月日	3. 11. 12
件名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
産業労働常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情の要旨】</b></p> <p>貴議会におかれましては、最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、国に対して意見書を提出するよう陳情します。</p> <p><b>【陳情の理由】</b></p> <p>新型コロナの感染拡大から1年半が経過し、東京をはじめ首都圏などで4度目の緊急事態宣言が出されました。厳しい日本経済に新型コロナウイルスの感染拡大が追い討ちをかけ、中小・零細企業を中心に大きな打撃を与えています。また、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスです。</p> <p>2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の改善をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げは重要課題です。</p> <p>日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2021年の改定ではすべてのランクで28円引き上げの目安が出され、各地方での審議の結果、最も高い東京は時給1,041円、神奈川は1,040円、最低の県は820円と、相変わらず221円もの地域間格差があります。2番目に高い神奈川県最低賃金1,040円で1日8時間・1カ月22日働いても月額で18万円にしかならず、ここから税金や社会保険料、水道光熱費を差し引くと、個人が自立して生活することは困難です。そして地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化による地域経済の疲弊は深刻です。これらのことから、全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金の抜本的な引き上げは、地域経済を守るために欠かせない対策だと考えます。</p> <p>全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費には地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで、月額で24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上は必要であるという結果が出されています。</p> <p>そして最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業に単価削減や賃下げが押しつけられないよう、公正取引ルールが実施される指導も必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事は、地域の中小・零細企業の営業改善につながる地域循環型経済の確立を可能にします。</p> <p>労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしています。</p>			